

# 令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス 促進事業委託業務(地域調査業務) 公募要領

令和2年9月  
環境省地球環境局

環境省は、浮体式洋上風力発電を活用して地域の脱炭素化ビジネス形成の環境を構築するため、浮体式洋上風力発電によってエネルギーの地産地消を目指す地域の各種調査や事業性・二酸化炭素削減効果の検証等を実施する業務の新規公募を行います。

つきましては、下記の要領により、本事業の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

## 目次

1. 本事業の目的と性格
2. 本事業の対象、実施期間等
3. 本事業の応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

## 1.本事業の目的と性格

令和元年 6 月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等に則り、脱炭素化社会の構築に向けた「再生可能エネルギーの主力電源化」の取組みは重要であります。とくに海に囲まれた我が国において、再生可能エネルギーの中で最大のポテンシャルを有する洋上風力発電の導入は、地球温暖化対策のみならずエネルギー安全保障の観点からも有益であり、その早期導入を促進することが求められています。

環境省は、長崎県五島市の沖合における商用規模の浮体式洋上風力発電の実証事業等により台風にも耐える浮体式洋上風車を実用化し、今後は確立した係留技術・施工方法等のもと普及展開を図る段階にあります。

本事業では、我が国における浮体式洋上風力発電の導入を加速するため、浮体式洋上風力発電の早期普及に貢献するための情報整理や、地域が浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消を目指すに当たって必要な各種調査や当該地域における事業性・二酸化炭素削減効果の見通しなどを検討することにより、地域における自立的な脱炭素化ビジネスの形成、ひいては第5次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)に掲げられている地域循環共生圏の構築を促進することを目的とします。

### ○本委託事業の性質について

本事業は委託事業です。本委託事業は、環境省からの委託を受け、事業を行い、データを収集し、知見を得るものであり、その後の浮体式洋上風力発電の早期普及に貢献する必要があります。本事業の目的に合致する事業を環境省の代わりに実施するものであり、環境省の求めに応じて事業を実施し、事業を行うにあたって知り得た知見等は環境省に報告する必要があることに留意してください。また、採択後は委託契約を締結し、当該事業の完了後に環境省に対し報告を行った上で、完了した事業が委託契約の内容に適合すると認められる場合に金額の支払いを受けるものです。なお、経費については、「5(9)委託業務に計上できる経費について」を参照してください。

### ○採択に係わる手順について

公募により提案のあった事業を、書面審査の後、審査委員会において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、可否通知以前に環境省幹部及び担当者へ可否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

## 2. 本事業の対象、実施期間等

### (1) 本事業の対象について

浮体式洋上風力発電の早期普及に貢献できるよう、浮体式洋上風力発電によってエネルギーの地産地消を目指す地域において、一定の設備利用率や面積等が確保されるとともに、浮体の係留索や設置に適した海底地形・海象条件等との適合性、周辺地域を含めた需要先とのアクセス性、環境保全の確保などを調査検討する事業であって、以下の要件を満たすものを実施する者の公募を行います。

採択に当たっては、審査委員会においてヒアリング審査等を行います。

#### (調査検討する事項等)

- 対象区域の海底地形・海象状況などが浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消が可能であることを明らかにすること。既存のデータ・文献等を用いる場合には、それらの出典・根拠を明らかにすること。
- 具体的な調査項目として、海底地層調査(音波探査など)、海底底質調査(底質土砂採取・粒度分析や海底面状況調査など)を含めることとし、また必要に応じ風況調査(年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速など)や基礎調査等を実施すること。調査の実施の際は、調査項目や手法等について環境省担当者と協議すること。

- なお、本事業は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく各種プロセスに位置づけられているものではない。また、本事業は、地域において浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消を目指すことを目的とするものであり、同法における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施可能性の検討を目的とするものではない。

(2) 予算額について

令和2年度の新規公募における1事業あたり、令和2年度分の事業費については3千万円程度を上限とし、外部有識者より構成される審査委員会の審議等を経て採択します。令和3年度以降の各年度については、当該年度の予算の範囲内で上限を設けますが、応募の際には年度間でなるべく平準化を図ってください。

(3) 事業実施期間等について

原則として4年間以内とします。複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者から構成される審査委員会による中間評価を行うこととし、次年度の事業計画と併せて事業継続実施の可否について審査します。

なお、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、毎年度中間評価等の審査を行い、事業の継続により期待される成果が認められない場合においては、計画の見直しや事業の中止を指示することがありますので予めご了承ください。

### 3. 本事業の応募要件及び実施体制

(1) 応募できる事業者の要件

本事業に応募できる者は、次のいずれかに該当する者とします。

ア 地方公共団体（都道府県・市区町村）その他公的機関（下記(a)～(e)を除く。）

イ 上記アと下記の者による共同実施

- (a) 民間企業
- (b) 大学
- (c) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (d) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (e) 法律により直接設立された法人
- (f) その他環境大臣が適当と認める者

なお、上述の者において実際に事業を実施する方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

また、事業に参画する方は、あらかじめ次の各事項について所属機関等の承認を得てください。

- 事業の実施を所属機関等の業務（公務）として行うこと。（独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。）
- 所属機関等の経理担当部局が事業費の管理等を行うこと。

(2) 事業の実施体制について

複数の者で本事業を実施しようとする場合には、当該者は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。

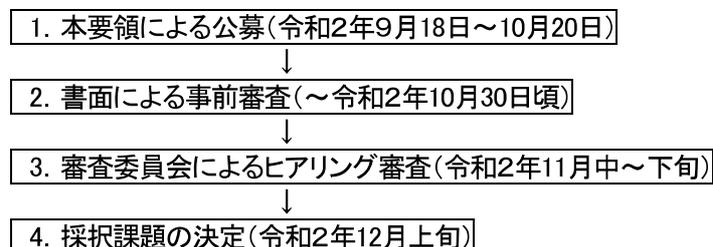
まず、事業の代表者を決めていただきます（単独の者による事業の場合を除く）。

代表者は、応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有します。代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、他の応募者を代表して技術開発推進に係る取りまとめを行うとともに、応募者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整、円滑な事業実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や組織変更等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない事業者等を途中で追加する等の変更はできません。

#### 4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



##### ○書面による事前審査について

応募課題については、本事業の要件を満たしているかのほか、行政的観点からの評価等について書面による事前審査を行った上で、審査委員会によるヒアリング審査にかける応募課題を選定します。事前審査の結果は、令和2年11月2日(月)頃までに受託代表者に対して通知します。

この過程で、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

##### ○ヒアリング審査について

審査委員会でヒアリングを行います(その際には様式「【概要資料】令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務(地域調査業務)」として提出いただいた資料で説明いただきます)。なお、ヒアリングの日程や場所等については、書面審査を通過した事業者の方にのみ通知します。

また、審査委員会では以下の観点から、審査委員会においてヒアリングを行った上で採否等について審査します。a)～i)は10点満点とし、問題ない水準(採択しても良い水準)を6点とします。また、a)～h)の平均とi)の比率を1:1として、合計点を算出します。i)については、別途評価を行い、合計点が同一の事業者が複数あった場合には、この評価が高い事業者を優先的に採択します。

##### a) 提案内容の妥当性

本事業の目的、趣旨と合致しているか。とくに地元の関係者間の合意形成や社会受容の確保状況を適切に検討されているか。

##### b) 調査検討項目の妥当性

提案内容の調査検討項目について、浮体式洋上風力発電の設備等をエネルギーの地産地消を目的として当該区域に導入するために必要かつ十分なものが検討されているか。

##### c) 技術の妥当性

調査検討で用いる技術や手法等について、実用性、汎用性、確実性が見込めるか。

##### d) 社会的意義

地球温暖化対策を推進する上で社会的・経済的・行政的な必要性が高いか。

##### e) 実施体制

事業実施体制が妥当であるか。事業実施に当たり必要な体制が実施体制内に用意されているか。実施体制外で事業実施に必要な者との連携がどの程度確定しているか(特に、各種法令に基づく区域(以下、法定区域という)を利用する場合、当該区域の管理者と調整しているか)。

##### f) 実施計画

実施計画・内容は妥当であるか。既往の調査文献・データ等の活用を図りつつ、十分な調査期間が設けられているか。調査を行うに当たり必要かつ十分な精度・実績が得られる技術・手法が検討されているか。

##### g) 目標設定・達成可能性

事業の成果の目標(各年度及び事業終了時)並びに二酸化炭素削減効果の見通し(2030年時点)の設定は妥当かつ十分であるか。また、設定の根拠が適切であり、目標の達成が見込まれるか。

##### h) 事業化・普及の見込み

当該区域において、将来的にエネルギーの地産地消を目的とした浮体式洋上風力発電を用いた事業化や早期普及に貢献すると見込まれるか。

- i) 総合評価
  - a)～h)の観点に加え、j)等の観点も含めた総合評価。
- j) 経費の妥当性  
事業の目標を達成するために十分であるか、また、過剰に計上していないか。事業費と比較して将来的に見込まれる二酸化炭素の削減量は妥当か。(妥当、やや経費過剰、非常に経費過剰の3段階)。

#### ○採択事業の決定について

事業の採否及び委託額の決定は、審査委員会による審査を基に行います。採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

## 5. 応募に当たっての留意事項

- (1) 他助成事業への応募の禁止  
環境省を含む他の助成事業等により実施中の事業(令和2年度からの助成が決定しているものを含む。)と内容が類似しているものについては、本事業へ応募できません。  
また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。(問い合わせ先は「7. その他」参照)  
なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の助成事業担当者(独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。
- (2) 法定区域利用の調整  
法定区域を利用する提案を行う場合、当該区域の管理者と事前に調整ください。採択後であっても、法定区域の管理者と調整未了であることが判明した場合は、採択を取り消すことがあります。
- (3) 代表者の変更等の措置  
代表者は、やむを得ない事由により事業の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得ていただきます。
- (4) 虚偽の応募に対する措置  
応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、委託費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。
- (5) 経費の適正な管理について  
各事業者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各事業者等は経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。
- (6) 事業の中止等の措置  
代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。
- (7) 繰越明許制度について  
本事業では、年度ごとに当該年度分の経費の額を決定し、業務を実施していただきます。ただし、業務の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、業務が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められ、財務当局の承認が得られた場合には、当該業務を翌年度へ繰越すことができます。
  - ① 計画に関する諸条件  
公共施設の管理者等との調査場所や導入する設備の種類等に係る調整に時間がかかるなど、計画の策定までに時間を要することがあり、事業全体が遅延する場合

② 設計に関する諸条件

評価委員会の意見を聞いて調査内容等を決定するため、計画段階において、新たに条件・装置等の仕様を再検討するといった不測の事態が発生する場合

③ 気象の関係

調査等を開始したのちに、風雪により、作業が難航するなど、作業にあたって不測の日数を要する場合

④ 資材の入手難

再生可能エネルギーを利用した設備等の脱炭素型エネルギーシステムを構成する調査用資材は、汎用機が少なく、必要な資材の確保が困難な場合

⑤ 上記以外の事由

類似例の少ない先進的な事業のため、決まった調査方法等がないことによる事前調査の難航や、実際に調査を開始した後に必要な性能が得られないことが判明し、更なる技術的調整等が必要になるなど、想定した段取りでの進捗が難しい場合

(8) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしています。本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や事業者に発表いただく場合、環境省を通じて採択事業者間での成果の共有等をしていただく場合がありますので、ご了承ください。環境省担当官の求めに応じて、必要な情報等を提示する必要があります。

また、上記に限らず、本事業の実施内容については国内外を問わず積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、事前に環境省に必ず確認する必要があります。実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守の上、環境省「令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務(地域調査業務)」によるものである旨を、広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示してください。環境省の委託事業であることから、他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

(9) 事業概要等資料の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業完了直後の達成度に係る評価、また事業完了後の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、資料の提出等を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

(10) 委託業務に計上できる経費について

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、下記のとおりです。

人件費	人件費	<ul style="list-style-type: none"><li>委託業務の人件費は、当該業務に直接従事する者(以下、「業務従事者」という。)の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。</li><li>仕様書等において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」に規定する計算方法により算出するものとする。</li></ul>
業務費	旅費	<ul style="list-style-type: none"><li>当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。</li><li>経費の算出に当たっては、仕様書等において「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。</li><li>なお、出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。</li><li>受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。</li></ul>

諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務に直接必要な検討委員会等へ出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。</li> <li>経費の算出に当たっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務に直接必要な物品であって、備品費に属さないもの(物品分類基準により、消耗品は5万円未満の物品であるか、又は5万円以上であっても比較的長期(おおむね2年)の反覆使用に耐えない物品、比較的長期の反覆使用に耐えるが比較的破損しやすい物品及び2年を限度としてその用を足さなくなる物品をいう。)に係る経費を計上する。</li> <li>なお、消耗品費として計上できる経費は当該業務にのみ使用したものであることが証明できるものとし、受託者において当該業務以外の業務にも使用する汎用文具等に係る経費については一般管理費に含むものとする。</li> <li>また、既製品のソフトウェアについては消耗品費として計上することとするが、新たに開発するソフトウェアは雑役務費に計上する。</li> </ul>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。</li> <li>なお、計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境省に提出することを指定された部数のみとすること。</li> </ul>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等)</li> <li>なお、通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。</li> </ul>
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気・水道・ガス料金等の光熱水費等をいう。</li> <li>委託業務の業務期間中に要する費用のみ計上すること。なお、委託業務以外の業務でも使用する電気代等の料金の計上は認めない。</li> </ul>
借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上する。</li> <li>リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、リース料等については、当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。</li> <li>なお、受託者の事務所の家賃や共用部分等の当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上することは認めない。</li> </ul>
会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。</li> <li>なお、会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰になつたりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。</li> </ul>
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。</li> <li>一般管理費を含むものは、「外注費」として計上する。</li> </ul>

外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委託して行わせるために必要な経費を計上する。</li> <li>なお、再委託に当たっては事前に再委任等承認申請書により環境省の承諾を得る必要がある。</li> <li>また、再委託を行う場合は、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」において示す経理基準に準じて行うことを再委託する者に周知し、再委託する者への支払額を確定する際には受託者が経費算出の根拠資料等の確認を行い、適切であると判断された額を精算報告書に計上すること。</li> </ul>
一般管理費	事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費 (直接経費(外注費及び共同研究費除く)に10分の1.5を乗じて得た金額以下)
共同実施費	委託先が委託業務の一部を第三者と共同で実施するための経費(一般管理費相当分を含む)
消費税	上記計の10%

※本事業では備品の購入は原則出来ません。

※原則、原状回復のための費用を計上すること。

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」(平成31年3月環境省大臣官房会計課)、その他地球環境局が定めるマニュアル等に基づきます。  
基本方針URL → "<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kihon%20houshin20190306.pdf>"

## 6. 応募書類及び手続

### (1) 応募の手続及び受付期間について

下記資料に必要な事項を記入の上、全て「7. その他」の環境省のメールアドレスに送付してください。電子ファイルの拡張子が以下に指定するものに限り受理します。指定外の拡張子の場合は受け付けませんのでご注意ください。なお、提出は1通のメールの容量を10MB程度以下としてください。

- 【応募様式】令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務(地域調査業務).docx
- 【概要資料】令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務(地域調査業務).ppt
- 【承諾・承認書】令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務(地域調査業務).pdf

**【応募期間】令和2年9月18日(金)～令和2年10月20日(火)17時必着**

#### ○電子メール受領の確認

提出資料の受領を当方で確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください(電話番号は「7. その他」参照)。

上記の全ての提出が整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とはみなしませんのでご注意ください。また、応募様式の作成に当たっては、必ず作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

### (2) 提出に当たっての留意事項

事業代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いいたします。なお、提出いただいたファイル等は返還しません。

(3) その他必要な事項

特許権等の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

**7. その他**

公募全般に対する問い合わせは、電子メールにてお願いします。電子メールの件名(題名)は「令和2年度浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務(地域調査業務)に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。問合せに対する回答は、期日後に一斉に行いますので、お待ちください。電話等での対応はいたしません。

<問い合わせ先>

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

E-mail: chikyu-jigyo@env.go.jp

**【受付期間】令和2年9月18日(金)～令和2年10月2日(金)17時必着**